

初期カペー王朝の *Domaine Royal*（下）：フィリップ一世の時代における

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2334033>

出版情報：史淵. 77, pp.27-69, 1958-12-10. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



初期カペー王朝の *Domaine Royal* (下)

——フィリップ一世の時代における——

森

洋

序——問題の所在

第一章 所有 (以上前号)

第二章 諸権利 (以下本号)

i, *consuetudo, consuetudines.*

ii,

A' *campipars, brennaticum, decima, census, etc.*

B' *corveia, mansionaticum, tallia.*

C' *forum, teloneum, etc.*

第三章 支配

結

第二章 諸権利

i *consuetudo, consuetudines.*

すでに述べた如く、学説史上、《*consuetudo, consuetudines*》と呼ばれる存在が、問題の焦点の一つを形づくっている。而して、この語が我々の当面する諸権利のあるものを包含総括していることも亦、想像に難くない¹。従つて先ず、

フィリップ一世文書中に、この語が如何なる位置と意味内容をもつて使用されているかを明かにする必要があるのであらう。何となれば、*Lemarignier* が、*Perrin* の *banalité* 概念に基いて形成した、公権力を組込んだ《*consuetudines*》概念は、*seigneur* を土地に基く、《*dominus*》*foncier* の旧く *domanial* な権利と考える、*Verriest* の把握と全く対立するからである。この点の解明には、確認文書をも援用しなければならない。

I 「当該場所のすべての土地 (*Ferrières* 修道院所有地) に、朕の先祖及び朕が所有していた一切の *consuetudines* を放棄する。〔但し〕 *Bursiacus* (*Burcy*) と呼ばれるかの土地の葡萄酒買取り〔権〕(*emptio vini*) を除き、又若し朕の城の周〔壁〕工事があれば、朕の *prepositus* (*prévôt*) が修院長〔の許〕に赴き、*consuetudo* としてではなく (*non pro consuetudine*)、*Lupa* (*Loing*) 河にわたる〔間の土地に〕居住する住民〔にのみ〕、*牝牛* の *carramus* (*corvée*) を懇請するにのみいふ。」

此処において、この文書発行時以前には、この修道院領において——不正にも——行使された王の *consuetudines* 中に、葡萄酒独占 (専売) 権 (*banvin*) と、築城又は修復の際の *corvée* が含まれていた事が明かとなる。

II 「*Pithiviers* 城の騎士 (*Petverensis castri miles*) として *Tescelinus* の息子の *Albertus* は、聖父 *Benedictus* (*Saint-Benoît-sur-Loire*) 修道院と、兄弟 (修道士) *Hugo* と、*Scrinias* (*Escrennes*) と呼ばれる *villa* の *consuetudines* の一組を (*consuetudinariam partem*) 与へる。consuetudines は以下の如く。即ち *villicaria*, *justitia*. 牝牛、馬、驢馬にのみ *carriacatum* (*charroi*)、更にそれに加えて、〔seigneur が〕その従者と共に (*cum suis hominibus*) 受けを常とする正餐 (*prandium*)、及び人力、畜力の *corveia* (*corvée*)。」

此処にあらうが、この語のいふは、*villicaria*, *justitia*, *carriacatum* と *corveia*、更にいふは *droit do gîte* が含まれていることとなる。但しこの場合の *justitia* は、当該修道院の *immunitas* に属するものと推定し、差当り

一般化を避けるべきであらう。

Ⅲ 「これ等の *consuetudines*’ 即ち上記土地 (Sernaises)’ 即ち聖 Lupus・聖 Columba (Saint-Colombe de Sens 修道院の) の土地 [に属し] 朕自から正と不正とにかかわらず保持していた’ *theseras* 又 *plaustrizaciones* 及び他の一切を放棄する。」

此処では、《*theseras*》《*plaustrizaciones*》と云う、何れも意味不明の諸権利が内容の一部として挙示されている。

Ⅳ 「よつて朕、フランス王 Philippus は、自由に且公けに (*libere et publice*)’ 上記 (La Sauve-Majeure) の修道士に、これらの *consuetudines* を譲渡する。即ち *Sedem Meri* (Semo) におろせば、当該 villa 内の *brenaticum* (*brenage*) と他の一切の *consuetudines* を、永久に廃止せしめ、更に Villanam (Villaines) におろせば、Gelduinus が贈与せられた土地の二部分の *decimae* 又 *campiars* (*champart*) を。…… Orleans の *preurbium* にある聖 Anianus (Saint-Aignan 修道院の *burgus* におろせば、彼等 (La Sauve-Majeure) に、*census* 中の二 *solidus* 四 *denarius* を与える。即ち聖 Maria のなまふ (*furnum*) のそれであり、このなまふにおける他の一切の *consuetudines* の、静寂 (*quietas*) たるを宣はる。」

此処では、それぞれ異つた villa 又は *burgus* の、*brenaticum*, *decima*, *campiars*, 及び *furnum* 自体、又はそれにかかる *census* が登場する。

V 「神と聖 Clodoaudi (Saint-Cloud) 教会に、その司教会 (*canonici*) に、彼等の「所有にかかわる」*Lesvilla* の土地に隣する、*Creia* (*Cruye*, *Marly*) と名づける朕の森林 (*boscum*) の一部を、*hospites* の定着開墾のために (*hospitandum*) 譲与する。但し下記の条件で、かく家屋を保持すべく、以下の如く定める。当該場所に、彼等 (*hosp-*

tes) の好みによつて建設されるべき諸家屋につき、一切の *consuetudines* の半は、即ち *census* と *villicationes* は、年に一度、司教会が収納すること。他方王は、保護と譲与の故に、他の半ばを所有すること。」

これは典型的な教会の主導権下の *ville-neuve* 開設の例であり、又その際しばしば行われる《*pariage*》の典型でもある。¹⁰ 此処では *consuetudines* の中の、それも家屋にかかる *census* と *villicatio* のみが言及されているが、行文上これらが司教会と王との間に折半されたのか、王がその他の *consuetudines* を従来に引続き所有し続けたのかを明かにし得ない。しかしこの場所が本来森林であるが故に、他の古い土地に耕地に対する *consuetudines* が存在していたとは考えられず、せいぜい森林使用権等に留るであらう事、又 *ville-neuve* の負担は、新規定住者誘致のため、出来る限り軽限しなければならなかつた事情等も考慮に入れない。

以上の諸例は、例外を除いて (Ⅱ、騎士 *Albertus* 寄進の確認。Ⅴ、*ville-neuve* 開設のための措置)、何れも相当厳密に指定された地域内に属する *consuetudines* の、王による放棄を内容としている。換言すれば、王はそれを放棄する瞬間まで、修道院・教会の所領地上に、事実上 *contuetudines* を行使していたと推定される。而して王の *consuetudines* が、必しも修道院・教会・修道院領のみを対象としていたのではない事を、次の文書が暗示している。即ち *Poissy* の *homo Hylduinus* (*Hedouin*) が、その妻の同意の下に *Villennes* の「四 *arpents* と少しの葡萄畑」と一軒の家屋を *Saint-Magloire de Paris* に寄進し、それを王が、

Ⅵ「上記葡萄畑を〔*Saint-Maglovie* の修道士が〕隔絶且静穩に所有するよう、又上記家屋及びそれに附随する一切を、朕又は朕の *ministeriales* 〔による〕何等かの *exactio* 或は *consuetudines* なしに、聖 *Maglorius* の修道士が永久に所有するよう……。」¹¹

確認したものである。この場合 *Hedouin* が之等零細な不動産を所有している間には、王がそれらに *consuetudines* を

行使し、寄進と同時に、王がそれを Saint-Magloire に対して、放棄したと解するべきであらう。

之等を通じて *consuetudines* を構成する要素は次の如きものとなる。villicaria (II) = villicationes (A) 'car-ricatum と corveia (III 及び i・V) ' prandium (II) ' thessera, plaurtrizationes (III) ' brennaticum, campipars (IV) ' decimae (IV i・V) ' census (V VI i・VI ii・VIII) furnum (VI V i・VI) 等は、何れも放棄の対象となつてゐるが、それに対して、emptio vini と城壁工事のための carramus (I) とは、王の手に保留された。我々は、之等が何れも、当時の日常生活に直接に密着してゐる性格をもつ「諸権利」であること、又之等の何れもが、それを如何に有効に利用しようとも、「支配にとつて本質的適合性を有するもの」たり得ない点に注意せねばならない。而して更に「フィリップ」世諸文書中に、*consuetudines* を土地とは不可分のものとして取扱ひ、又しばしば「諸収入」(*reditiones*) なる語と併記する¹² 所以をも理解し得るであらう。この限りでは、この語は Fliche, Newman 等が規定してゐるやうに、副次的な雑収入とみなされる。¹³

しかしながら我々は、如上の諸権利をもつてこの語のすべての内容を示すものと考えゑる事は出来ない。事実上掲の文書すべてにわたつて、《aliasque consuetudines》と云う表現が繰返されて居り、之等が具体的に何を包含するかを推定することは、必しも容易ではない。しかしその一端をうかがわしめる文書に

III 「…彼 (Saint-Germain-des-Près の修院長 Petrus) に、朕が当該 villula (Arainville) に有して居る、かつては彼 (Saint-Germain-des-Près) のものにあらした vicaria を返還する。正に〔その〕vicaria の故に、又朕の ministri の〔もたらす〕不安によつて、〔その〕土地は、住民皆無〔の狀態に〕立到つた。而して当該土地は Stampis (Exampes) と呼ばれる城の隣りに存する。朕はよつて……当該 vicaria のみならず、不正な、換言すれば此處で朕のもの〔として〕収納してゐた、他の *consuetudines* をも、当日以後永久に返還する。」¹⁴

とあり、vicaria が此処では極めて大きな部分を占めていたと云う推定が可能となる。同様の書式は Courcelles の villa にも見られ、之等は後に《omnes consuetudines》なる表現に包括された¹⁵。他方 iustitia を挙示したものは、上掲文書Ⅱ以外になく、この際には、すでに述べた如く、之を無条件にとりあげるのを躊躇せしめるものがある。何となれば、一確認文書に

Ⅷ「この教会 (Notre-Dame d'Etampes) が、上記の如く Robertus 王及び朕の父 Henricus 王から確保せる consuetudines は以下の如し。即ち当該教会の司教会 (canonici) は、その ministeria, prepositura, capiceria, cantoria の何れ〔の職〕であらうとも、彼等の間で選挙し、与え、且任命し〔得〕、当教会に属するものは何なりとも所有、保持し〔得〕……。更に修道院長 (abbas) は、その prebendae の売却権を有する。財庫 (thesaurus) について、修道院長は、司教会の一致した同意なき限り、自由に收納し得ない。教会のものであった、司教会の土地内では、朕の ministeriales は、同等の iustitia も exactio も行ふ〔得〕なり……」¹⁷

とあり、consuetudines そのものが、上掲諸例と異り、教会運営上の諸特権、即ち教会の immunitas 或は libertas に属する諸権利を列挙している所からして、此処での iustitia も、同様に immunitas に属する教会裁判権——聖俗を問わず——の問題に帰着するものと考え、むしろ《domaine ecclésiastique》の範疇にゆだねるべきであらう。之に対して tallia, tolta は consuetudines に含まれてゐた模様である。

Ⅸ「上記土地内の〔換言すれば〕聖 Maximus (Saint-Mesmin de Micy) の場所の何処に居住しようとも、朕の homines は、liberi なるも servi なるも〔を問はず〕、土地に負へ consuetudines を、即ち tallia にならば、census において、又その他の redditiones におらば、聖 Maximus の proprii homines と同様に、果し、且果しつ支払うべし」¹⁸

此処 *tallia* は *census* その他と共に *consuetudines* の内容をなしているが、他の文書は之を併記しているが故に、結論することは避けなければならない。

Newman は以上の外に、次の文書を、王の《*coutumes*》贈与として採用している。

X「Orléans の司教 Johannes [等] は……彼等の葡萄酒における、即ち Domus Martinus (Dammartin, Olive) にある四 arpents と少しの〔土地における〕朕の *viaria* と、又朕の *justitia* と *tolta* を彼等に寄進するよう〔請願した。その葡萄酒の〕一方は教会の atrium により、第二は Ligeritius (Loire) 河、第三は公道、第四は聖 Victor の土地によつてかこまれている。この冊の内部、〔即ち〕上記葡萄酒及び土地内の、朕が其処に有していた *viaria* と、朕の一切の *justitia* と *tolta* と *rectitudines* とを彼等に贈与する。」²⁰

consuetudines なる語を使用していないこの文書を、Newman が何故に採用したかは明かでないが、*vicaria*, *justitia*, *tolta* の三者が併列的に、同一地上に行使されていた点は注目に価しよう。*consuetudines* とは、Lemarignier 等の理解によれば、之等の内容を、当然包括していたかも知れない概念だからである。むしろ我々は、何故にこの文書で、この語が用いられなかつたかを疑うべきであろう。「土地に負うもの」として、土地との不可分性を印象づけられるこの語が、土地所有とは別箇に、他の所有地上に設定行使されていた点、又更にその内容が、或は分割、分解、保留され、或はそれぞれ別箇のものとして、文書上に併記されている点等に、我々は問題の本質をとらえる契機を見出し得るのではあるまいか。そのためには、個々の諸権利を、改めて検討する必要がある。

註

1 Lemarignier, *Dislocation*, p. 403f. et n. 2. によれば、十世紀以前に *consuetudines* なる語が用いられることは極めて

稀で、その場合には、「ローマ時代に遡り得、且メロヴィンガ、カロリング諸王の下にうけつがれた公私の *impôt*」又は「慣習的に司教によつて行使された *droit*」の意味であつた。しかしそ

の後 *immunitas* の発展と共に、之等に公権力の *droits*、即ち *bannum*, *districtio*, *moneta* 等が加わり、*consuetudines* 認可の文書となつてあらわれるとした。Cf. Lemarignier, *Homage*, p.26—31. E. Amann, A. Dumas, *L'Eglise au pouvoir des laïques*. (888—1057), dans A. Fliche, V. Martin, *Histoire de l'Eglise*, t. VII, Paris, 1946, p.223—231.

3 Lemarignier, *Dislocation*, p.410, n.2. Perrin, op. cit., p.664—666. L. Verriest, *Institutions Médiévales*, Introduction au «*Corpus des Records de Coutumes et des Lois de chefs-lieux de l'ancien Comté de Hainaut*», Mons et Fraternities, 1946, surtout p.52. n.2.

3 Prou, n° LI, p.138f., a°1070. «*quoniam Gualterus, abbas loci qui vocatur ab antiquis Bethleem sive Ferrarias, … mei presentiam adiit quatenus malas consuetudines quas antecessores mei injuste terris ejusdem loci immiserant, auferrem… deprecans… condono omnes consuetudines quas predecessores mei et ego hactenus habuimus in omnibus terris ejusdem loci, preter emptionem vini de illa terra que dicitur Bursiacus, et, si opus clausionis castelli mei fuerit, prepositus meus veniens ad abbatem impetrabit prece non pro consuetudine carrariam boum illorum qui ultra Lupam fuerint. …*» Newman, p.127, n°55.

4 «*malae consuetudines… injuste immiserant*» (前註)⁴
malae (pravae) consuetudines といふのは J. Veudeuvre, La

Libertas royale des communautés religieuses au XI^e siècle, N.R.H.D., 1909, p.600—601. この事は決して *consuetudines* 自体が悪であることを意味しない。Veudeuvre は *consuetudines* が本来 *souverain* の権利であつたと前提する事により、当然徴収されるべきものが、修道院側の、その起源・意味・正統性等に関する無智の故に、負担を重圧と感じて、之を「悪」と規定したと考へるが、*consuetudines* が排他的に *souveraineté* に属していた事を立証し得ぬ以上（下記）、そのものの本来の性格としてではなく、その執行方法が、修道院の *libertas* に抵触するものとなりつゝあつた点を推測せねばならない。*libertas* とは「メロヴァンガ、カロリング朝の *inununité* の、《l'époque féodale》に対する適用である。」(Id. p.594) 従つて問題は、当該権利行使者の *abus* にある。又 *consuetudines* はしばしば *exactio* と併記されるが、この事は Chénon, *Histoire générale du Droit français public et privé, des origines à 1815*, t.I., Paris, 1926, p.769. が云つてゐる、その起源自体が強制的性格を有していたとする推論を裏すけない。要はその行使面における悪であり強制であつたと解するべきである。

5 Prou, n° LVI, p.150, a°1071. Confirmation であるが、因縁が詳細である故採録した。《……Albertus, filius Tescelini, Petverensis castri miles, dat sancto patri Benedicto fratrique suo Hugoni consuetudinariam partem villae quae Scrinias dicitur. Iste sunt consuetudines, scilicet villicariam, justitiam, carricatum boum, equorum, asinorum,

Prou, n°LV, p.146f., a° 1071. も、之とは同様の内容の confirmation である。これは Escrennes 以外に Alveran その他の villae において、Tescelinus とその息子 Hugo と Albertus が、ロベール一世やアハリー一世の immunitas にもかかわらず、不正に行使していた malae consuetudines に対する禁止である。この二文書の間、Tescelinus が死亡し、Hugo が修道院に入った結果、Escrennes は弱く、Hugo の prebenda を形成したのではあるまいか。Cf. Prou, p.148, n.1.

↳ Prou, n°LXXVIII, p.174, a° 1074. «...consuetudines illas, videlicet thesseras et plaustrizationes et alias omnes supradictę terrę, videlicet sancti Lupi et sanctę Columbę, quas ipse tenueram justas vel injustas..... amodo in antea condonamus.»

∞ Prou, n° CIV, p. 268, a°1081. «Concedo ergo illas consuetudines ego Philippus, Francorum rex, monachis supradictis libere et publice ut…… scilicet apud Sedem Meribrennaticum et alias consuetudines omnes in villa illa dimissa facio perpetim, apud Villanam quoque duas partes decime illius terrę quam Gelduinus dedit et campipartem.

In burgo sancti Aniani Aurelianis in preurbio, do illis de censu solidos . II . et denarios . II . , scilicet de furno sancte Marię omnesque alias consuetudines in illo furno clamo quietas. »

3 Semoy, Villaines, Saint-Aignan d'Orléans ① La Sauv-Majeure に対する寄進は、何れも *domnus Gelduinus, de familia domini Philippi, Francorum regis.* によらものである (Prou, p. 267, n. 1.)。従つて、少くとも上記二 villae は、寄進行為にもかかわらず、*consuetudines* の大部分は王の手に保留されていたと考えなければならない。

○ L. Verriest, op. cit. p.160 sq. せ 《burgus》 は cast-
trum 又 は castellum の意に解するが誤り、 ville-neuve の
意に解すべきであらうといふ。 Du Cange, Glossarium, I, p. 787.
せ、 《suburbium》 の同義といふ、 又引用文書に同一内容を書
載する諸談叢書 の Cartulaire (Cartul. majus, Bibl. de
Bordeaux, ms. n°769, t. II, p. 136, cit. Prou, p. 267. n.
1.) にせ、 《unum furnum … in vico scilicet sancti
Aniani》 といふが、 vicus の同義といふ。

o Prou, n°CLV, p.389, a°1106. «Deo et aecclesie beati

Clodoaudi ejusque canonicis, juxta terram de Lesvilla, que eorum est, partem quandam de bosco nostro, Creia nomine, concessimus hospitandam; tali tamen conditione talique tenore domum istud fecimus, ut de omnibus illis que eorum appetitione inibi edificabuntur medietatem omnium consuetudinum, census videlicet et villicationis singulis annis canonici recipiant, rex autem, tutaminis et concessionis sue gratia, medietatem alteram possideat.》 Newman, p.125, n°59, et p.7, n.8, p.12. n.5.

- 10 Newman, p.14; Verriest, op. cit., passim, surtout p. 130-132; Luchaire, Hist. des Inst., II, p.195-201.
Verriest は新規開墾に際して、一方の当事者(王等)が土地を提供し、他方(主として教会)が入植開墾者を招致する制度(従つて諸権利についても折半する)を *pariage* と考えた。Luchaire は王がその直接支配下になり、*seigneurie* の諸権利を折半し、その代償として保護を与え、広領域の支配に利したものと考へたが、此処では前者が妥当である。

- 11 Prou, n°XCII, p.237, a°1078. 《…quendam hominem de Pissiaco, Hylduinum nomine, quatuor arpennos vinearum plus minusve in territorio ville que dicitur Villenis,…… beato Maglorio de Parisius donavisse, domum cum vasis omnibus tam vinariis quam annonariis et cum omni superlectile que intus habebatur, cum tota etiam curte supradicte domus, Pissiaci burgo contiguam, id ipsum con-

cedente Raimberga uxore sua.…… et ut supradictas vineas solutas et quietas haberent et possiderent in perpetuum sancti Maglorii monachi, et predictam domum cum omnibus supradictis, sine qualibet exactione vel consuetudine nostra seu ministerialium nostrorum, concessimus.》 Newman, p. 129, n°82.

- 12 例へば Prou, n°XIII, p.41. 第一章、i・III所掲、Prou, n°C-LI, p.383, 本節IV所掲、及び市場(forum)に関する諸文書(II・C)を参照。
13 拙稿(上)第一章、i、註14。
14 Prou, n° LXIV, p.176, a°1073. 《quandam sibi remitteremus vicariam, quam habebamus in quadam villula ipso- rum; nunc vero occasione vicarie et nostrorum inquietudine ministrorum absque habitatoribus vacua erat terra. Est autem ipsa terra juxta castrum quod vocatur Stampis sita. Nos igitur, eorum petitionibus assensum prebentes, eis tam ipsam vicariam quam alias injustas vel quaslibet quas ibi nostrates accipiebant, ab hac die imperpetuum remittimus consuetudines.》 Newman, p.127, n°45.
a Newman の identification にちよひ(ibidem)°
15 Prou, n°IV, p.14, a° 1060. 第一章、i・I所掲。
16 Prou, n°LXV, p.171. Adèle, comtesse de Flandre の Saint-Denis に対する寄進の確認。《ut omnes consuetudines

quas habebam in villa que dicitur Curtiliolis……》

- 17 Prou, n° CVIII, p.275, a°1082. 《Hec vero sunt consuetudines, quas ipsa ecclesia tenuerat a prefato Roberto rege, sicut supradictum est, et Henrico rege, patre nostro, videlicet ut ipsi canonici ecclesie ipsius ministeria, preposituram, capiceriam, cantoriam, quibuscunque ex eis elegerint donent, et disponant, et quicquid ad eadem ecclesiam pertinet habeant et possideant,…… Habeat etiam abbas ipsarum vendicionem prebendarum. De thesauro sine communi consensu canonicorum, abbas ipse nichil accipere presumat, per violenciam de ipsa ecclesia nichil accipiat. In terris canonicorum, que ecclesie fuerint, ministeriales nostri nullam justiciam nec exactionem faciant,……》

8 トロワノ世の charte は、本文書の 《ministeriales nostri》 の語句に 《Et ne prepositus Stamparum vel aliqua persona……》 の語句 (Prou, p.275. n.3.)°

- 18 Prou, n° CLI, p.383, a°1105. 《……ubicumque manserint homines nostri, liberi vel servi, in praefatis terris sive locis sancti Maximini, terrarum debitas consuetudines, scilicet in talliis, in censu, in ceteris redditibus, quemadmodum proprii homines sancti Maximini, perpetuo reddant et reddendo persolvant.》

- 19 Prou, n° CXIV, p.258, a°1085. 第1章' ii・Ⅷ所掲。

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

- 20 Prou, n° CXXXIII, p. 310f. a° 1092. 《…quod Johannes, ecclesie sancte Aurelianensis episcopus,…… deprecantes ut eis viariam nostram que in vineis eorum, videlicet quatuor aripennis plus minusve, fuerat apud Domnum Martinum, et omnem justiciam nostram et toltam concederemus. Terminatur autem ex una parte atrio ecclesie, altera fluvio Ligeritis, tertia via publica, quarta terra sancti Victoris. Infra has determinationes, in prefatis vineis et terra, eis viariam et omnem justiciam nostram et rectitudinem et toltam, quas ibi habebamus…concessimus,……》

Newman, p.127, n° 44, 52.

9 Prou にある Dammartin, Newman にある Olivet に identifier がある。

- 21 20の Newman は、本文の consuetudines の語句に 1092年の条に 1105年の条は、彼は taille にのみ頭置きであるに 1092年の条に (id, n°52.)° 40に彼が III 上の条の 《rectitudines》 にある 1092年の条 Du Cange, Glossarium, t. VII, p.60. v° 《rectitudo》, jus quod quis in rem aliquam habet; rectus usus, aequa consuetudo.

ii

A' campipars, brennaticum, decima, census, etc.

先づ上記 consuetudines 中に含まれた諸語から検討を加えよう。

《campipars》(champart, terrage)。收穫物の一定比率での納入である。¹ フィリップ一世文書中の言及は、上掲本章 i・N の La Sauve-Majeure の土地 Villaines の、王のその放棄のみであるが、この制度がカペー朝期に激増し、特にパリ地域で布及したとする限り、王自身の土地所有に關してその大部分が保留されていたものと考えねばならぬ。特にこの形態が、十・十一世紀の、いわゆる domaine 細分と、その経営に適合したものとする場合、³ seigneur にとつては、土地とこの權利との直接把握が不可欠な条件であつたと考えねばならないのに、上記文書のそれは、王の所有地外の修道院領に対する、王の權利であつた事に注目せねばならない。更にこの際、現物輸送のための corvée が伴うべく、又それが当然金納 cens 化する傾向も予想せねばならぬであらう。

《villicaria》《chessera》《plastrizatio》。何れも言及は、それぞれ一回のみで、且何れも意味不詳である。《villicatio》² 上掲第二章 i・V の文書に唯一回のみ言及されるが、之は ville-neuve の hospites の家屋にかつたもので、併記されてゐる census と、ほぼ同様の性格を有するものと推定し得るのではあるまいか。

《brennaticum》(brenage)。言及は上掲本章 i・N の Senoy の土地に關する文書の他に

I 「(Saint-Riquier に対す) Civinicutris (Chevincourt) の brennaticum 免除に關すべ、Philippus 王の証書 (testamentum)。」⁴

とあり、此処では、他の記述を全く欠いている。この意味も必しも明らかではないが、Perrin 及び Du Cange により、一応獵犬飼育(宿泊時の)のための穀類徵発權と規定し得るであらう。⁵ 上記二例が、何れも修道院領にある点に注目

すべく、その際、この権利は、droit de chasse, droit de gîte に関連性を有することとなる。又 Perrin により指摘された Lorraine の Saint-Dié の censier (975—1092) の記述 (brennae は聖 Martinus の祝日十一月十一日に三 modus) から類推すれば、その形式は著しく champart に類似したものと考えられる。

《decima》(dime)。もとより此処で執上げるのは教会特権としてのそれではなく、俗権化したものである。上掲文書第一章 i・v には「大小二 decimae」なる語あり、之は王の villa と共に寄進されたものである。更に上掲文書本章 i・iv においては、Villaines における「二部分の decimae」が記載されている。之等二つの表現は、同一の対象を示すものと考えられるが、その区分は不明である。而し次の寄進文書はより詳細を伝えている。

Ⅱ 朕はよつて……上記修道院 (Saint-Germain-en-Laye) 及び Columbensis (Coulombs) の修道士に、Pissiaci (Poissy) の、即ち Trel (Triel) 及び Charlavana (Charlevanne, La Chaussée) の酒庫及び穀倉に所属する朕の葡萄酒及び〔小麦〕年間収穫の一切の decima を、同じく Poissy についで、Alvers (の) 葡萄酒、野菜〔小麦〕年間収穫、及び大麦〔等〕如何なるものであれ、〔その〕decima を与える。同様に、Aquilina (Iveline) の、朕の〔小麦〕収穫、大麦、野菜の一切の decima を、其処においてなされていた、一切の crementa (= census crescens, surcens, 又は、自家製葡萄酒) と共に与える……。」

此処では decima は、葡萄酒、小麦、大麦、野菜等の十分の一税で、それが王自身の酒庫や穀庫に収められた現物を対象としている際には、又しばしば census 又は champart と併記されている点に着目すれば、champart に近い、或はより直裁な現物貢納と看做し得よう。その場合には、decima が動産不動産を問わず、あらゆるものを対象としていたと推定することもあながち困難ではなくなる。而してこのことは、decima をして、本来教会的権利を装いながら、土地及びそれに負うものに制約され、しかも土地所有とは直接の関連なき seigneurial な収奪・支配の手段たらしめ得るであらう。

う。

《census》(cens)。上掲第一章 i・vi・ii・VIII の二文書に規定されている census は、何れも hospites に課せられたものと行文上解すべく、従って、それぞれの三リールは、いわゆる capitis census, census capitum (chevage) と考えられよう。¹⁰

更に上掲本章 i・IV の場合はかまどに課せられるものであり、i・V の場合は、villicatio と共に、hospites の建設した家屋に、年に一度課せられたものである。之等の諸例のうち、王との分割を示すものがあるが、如何なる比率又は方法で分割されたかは明かになし得ない。他の例としては、

III 「…彼(王の miles Walerannus) は……聖 Xpistoforus martinus を覚えて建立された abbatiola (Saint-Christophe en Halatte) に……Beauvais の pagus にもつて、Reus (Rieux) の地は villa の中、三 arpents 半の葡萄畑を……贈与した。……よつて朕は、朕の母后と共に、上記教会が、Reus と呼ばれる villa に有する、葡萄畑と、denarii と、葡萄酒の census を贈与する……」¹¹

という文書があり、この場合に census は、他者所有にかかる土地の葡萄畑とその生産物及び denarii に課せられた王の収入を意味している。更に Newman がこの項目に分類した、

IV 「……聖 Liphardus (Saint-Liphard de Meung-sur-Loire) の司教会 (canonici) は、朕が Audoeni villa と名づけられた聖 Liphardus の土地 (Oinville-Saint-Liphard) に有つてゐた vicatura を、返還すべく請願(した)」。……その請願により……朕は次の如く libertas を賦与した。朕の prepositus も、朕の vicarius も、朕の他の minister も、当該〔土地〕に、何等の侵入 (invasio) をなすべからず。〔但し〕聖 Liphardus の司教会の手から、毎年一回、聖霊降臨節に、牡羊四十頭を受取ることを除く。¹²」

なる文書には、*census* と云う語が存在しないにもかかわらず、ルイ六世の当該事項の確認文書から、牡羊四十頭の自然物貢納を、*census* と規定したものの如くである。而してこの貢納は、文字通り読めば本来 *vicatura* に属するものとも考えられるが、実際は *vicatura* 廃止に対する反対給付だったのではあるまいか。¹⁴

Newman によれば、次の貢納も *census* に属する。

A「…(Area Bracca = Rebréchiens にあつて) Saint-Père de Chartres に、Herbert 及びその妻によつて寄進された葡萄酒・家屋等の諸物件について) ……下記の如く、定められた時期に、朕の受取るべき十五デナリウス、葡萄酒 *cantari*、^a 大麦 *mina*、パンと雌鶏一羽を、朕の *officiis* に納めるべし。若し修道士が〔之等〕貢納につき、遅れて果さば、料料を支払うべく、而も、上記事項(貢納)は取消さるることなし。¹⁵」

此処でも *census* の語が見出されないにもかかわらず、「俗人による (*corveda*, *exacio* 等) 一切の *consuetudines* から安全」¹⁶ となつた筈の修道院の諸物件に関する、雑多な貨幣及び自然物による貢納が、遅延の際の料料をも伴つて、規定されている。

以上の如くして、*census* は、耕地に対する賦課という本来性を保つものでは勿論ない。¹⁷ その対象についても、その納入手段についても、更に又その性格についても、上記諸権利と区別し難いものとなつた。むしろ、あらゆる対象に対しての貢納が、特に *seigneur* としての王自身が土地を所有せぬ場合、定量化して表象規定される際の、最も手近かな法的用語と化しつつあつたと考えるのが妥当であろう。その意味において、同一の結果、即ち雑収入をもたらすべき諸権利が、或は *census* 化し、或はその名を擬せられるのは、むしろ当然の事である。従つて、*census* を、*campipars* 等と共に、《*dominium*》《*foncier*》の卓越せる *signe* (signe) とした L. Verriest の説は、¹⁸ この限りにおいて正当と考えられよう。而して我々は、その対象の広汎さにおいて、これと *decima* との類似性にも注目せねばならない。¹⁹ 特に後者が、必し

も土地その他の物件を私有しているか否かにかかわりのない点において然りである。

要約すれば、本来土地の属性に基づくべき之等諸権利は、すでにこの時期にその関連性を離れ、名目の如何を問わず、王に一定の収入を確保すべき役割をおびたと考えられよう。この事は、土地の直接経営にわずらわされずに、実質的な収入を得る便宜を有していたと推定される。この方向は、仮令第二次的なものであつても、広い領域支配に対して、換言すれば *principauté territoriale* に対いつ、ある適合性を有していたとせねばならぬ。尚 *census* を「tenure の一定の確認料」(*un payment fixe à titre reconnaîtif de tenure*) と限定せんとする試みも、上掲諸文書にあらわれる限りは裏すけられぬ。要は、既存の諸権利の名の下に、又 *consuetudines* と云ふ名に総括されて、一定の直接収入がもたられたが、事足りたのである。

註

- 1 Newman, p. 6.
- 2 Olivier-Martin, *Histoire du Droit Français*, p. 151, 154; *Id.*, *Histoire de la coutume de la prévôté et vicomté de Paris*, t. I., p. 420-424.
- 3 Bloch, *Caractères originaux*, I, p. 100.
- 4 Prou, n° LIX, p. 154, a°1061-1071.
- 5 «*Testamentum regis Philippi in indulto Civincurtis.*» Perrin, op. cit., p. 747, v°«*brennae*»; Du Cange, *Glossarium*, I., p. 741, v°«*brenaticum*», «*brenaticum*», «*tributum, quod pro venaticorum canum stramine praestabatur*».
- 6 Newman, p. 19; 近 J. Richard, *Les Institutions ducales* dans le duché de Bourgogne, dans *Lot et Fawtier, Histoire des Institutions Françaises au Moyen Age*, t. I., Paris, 1967, p. 243. Bourgoigne の *brenarii* は *venator* と共に十一世紀以来、狩猟官として存在した。
- 7 Perrin, op. cit., p. 306, n. 1, p. 307, 311, surtout 320.
- 8 参照へ Bloch, *Caractères orig.*, I, p. 84f; Olivier-Martin, *Hist. du Droit*, p. 36, p. 185 et passim. 参照。
- 9 Prou, n° LXIII, p. 167f, a°1073. «*Ego igitur, supradicto monasterio et monachis Columbibus..... dedi omnem decimam vini et annone mee que pertinent ad cellarium vel granarium Pissiaci, videlicet de Trel et de Charlavana et de ipso Pissiaco, decimam etiam Alvers vini et annone et leguminum et avene undecunque sit. Similiter*

四三

Newman, p. 129, n° 76.

v Du Cange, Glossarium, II, p. 103. v° «cantarus vel cantarum», pondus idem, quod supra cantarium. v° «cantarium», Genus ordei.

16 前註に引用。

17 Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 93 ; Newman, p. 20.

18 Verriest, op. cit., p. 155.
19 Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 95, n. l. 4° Prou, n° LXIII, p. 167f, a° 1073. (本節 I) の decimae を「自然物貢納」(les redevances en nature) に分類した。
20 Newman, p. 20.

B corveia, mansionaticum, tallia.

《corveia》《carranus》《carriacatum》(corvée, charroi). 上掲第一章 i・A は Saint-Léger au Bois de Laigne を La Sauve-Majeure に villa と共に寄進した際の「外部からの corveia に対する libertas の規定と解すべく、更に上掲第二章 i・I 文書の場合は、築城修復の場合の carranus が banvin と共に王の手に保留されている。特に後者から、この当時の corvée が運搬賦役 charroi に限られていたとする Luchaire 説は²¹も妥当化されない。何となれば、上掲第二章 i・II の確認文書は、carriacatum に加えて、明かに「人力及び畜力の corveia」を consuetudines の内容として規定しているからである。又上掲第二章 i・I 文書の banvin が、後の Lorris-en-Gatinais の場合の如く、²²当然その運搬を必要とするにも不拘、之に対する賦役の規定を伴わない点に疑問がある。そもそも corveia が indomunicatum における労働力の提供に主眼があつたとすれば、indomunicatum の減少分解は、当然この賦役の役割をも低下せしめて然るべきである。²³然るに corveia の名称が存続し、而もその保留が規定されているからには、その主目的は別箇に存したと推定せねばならない。banvin の場合等、それらの運搬は、当然の必要事であるが故に、後にその範囲や回数が限定されるにいたるまで、広範囲に存続していたと考えられようし、又城の工事は、その性格上、時期回数を定め得ず、又一定土地の住民に対してその土地の故に特に課し得る性格の賦役でもあり得ない。従つて

Chénon の如く、corvée をあつて、「其処で寝起きするが故のみを以て」特権を有する全住民が、sujets としての資格で蒙り得た権利と考える事も亦可能である。²⁴ 事実土地所有の属性としてではなく、定期的不定期的に労働力を必要とした分野は、相当にあつたと想像せねばならない。例えば道路、²⁵ 河川水流等²⁶の保持がそれである。之等は「ローマ帝政下の *cur-sus publicus* を想起せしめる。」²⁷之が *droits régaliens* の直接的系列に連るか否かは即断し得ないが、*principauté territoriale* の経営又は形成に、重要な関連を有する事は明かであらう。

《*mansionaticum*》etc. (*droit de gîte, etc.*) ²⁸ この種の王、宮廷、その従者や動物の宿泊権を示す語は、フィリップ一世文書中に殆んどあらわれない。《*mansionaticum*》を含むものは唯一例で、それも中仏 Saint-Philibert de Tournus 修道院に対する、王の祖先特にアンリ一世の与えた *immunitas* のみである。²⁹ 距離も遠く、内容もアンリ一世文書(1059)を殆んどそのまま転写しているもの故、文書自体問題とするに足りない。唯この時以後、この語が全く見られない点は、用語法の問題以上に、³⁰一考に価するものと思われる。何となれば、当時の王及びその宮廷は常時移動して居り、之が如何なる土地に、如何なる方法で滞在していたかは、その支配を分析するにも重要な手がかりとなるからである。又同様に、旅行中供養を受ける権利 *droit de prise* にしても、³¹上記 *brenaticum* 以外は文書にあらわれていない。

この際、問題に接近し得る唯一の方法は、文書の発行地に検討を加えることである。百七十一通のうち、四十六通は発行地が不明である。残部から、更にフィリップ一世が、フランドル伯 Baudouin V の後見下にあつた³²一〇六七年以前の分をのぞくと、その大部分は王の宮殿、城、*villa* において発行された。即ち Paris, Orléans, Melun, Compiègne, Etampes, Sens, Soissons, Senlis, Dreux, Pontoise, Poissy, Mantes, Corbie, 及び Crépy ³⁴ がそれである。ついで Saint-Benoît-sur-Loire, Saint-Médard de Soissons, Saint-Léger au Bois, Saint-Mesmin de Milcy, Charroux 等の、修道院、教会において発行された一群がある。Saint-Benoît-sur-Loire の場合、王は多くの確認文書を通じて、

VI「……この場所が、朕の祖先のフランス王たちが、多くの努力をばらつて守り来つたもの……」たること、又

VII「(当該修道院に何人かが土地その他を寄進した際、それらは) 祖父 Robertus の *libertas* に関する *testimonium* に従つて、自由たること……」³⁷

VIII「(当該修道院の所有たる *Escremes* 及び *Alveran* の) *malae consuetudines* は Robertus と Henricus が永年にわたり、何人と云えども徴収せぬよう命じ来つた〔所であるが故に〕、朕は上記所有に、*publicus exactor* たりとも……立入りを禁じ、朕の *immunitas*, *tuitio*, *defensio* の下に永遠に静穩に支配され所有され〔てあるべき〕……」³⁸ものとして、正餐に対する権利 (*prandium*) を破棄せしめた所である (上掲第二章Ⅱ)。この場所に王が滞在し、且文書を発行し得たのは、王自身がこの修道院に加えてゐる *tuitio*, *defensio* の故であると解さるを得ない。³⁹他の修道院群に対しても、事情は殆んど異ならない。何れもその *consuetudines* との他の禁止 *libertas* の保証があるにもかかわらず、⁴⁰王の滞在、文書発行が行われているのである。之をいふ *droit de gîte* に分類し得るか否かは、大いに疑問があるとせねばならない。

ついで、種々王と關係が深かつたと想像される都市 Beauvais⁴¹がある。残余のうち、それぞれの *seigneurs* が明白になるものは Ribémont (Anseau de Ribémont)⁴² 及び Nesle (Yves de Nesle)⁴³ 文書発行当時出征中であつた戦場が、Chaumont-sur-Loire,⁴⁴ Gerberoy,⁴⁵ Bréval⁴⁶ 及び Amiens の四例、⁴⁷滞在の目的の明瞭なものな Angers,⁴⁸ Mozac の二例、⁴⁹以下 villa Marcolum, Orry, Villabé, Mont-Notre-Dame (Nogent sous Coucy)⁵⁰ の四例は、それらの帰属、又は王が其処に滞在した動機を明かにし得ない。都市の場合、又 *seigneur* の名が明かな場合等について、王はそれぞれに対して *droit de gîte* を有してゐたものと解釈し得る。但し之は *domanial* なそれになく、*féodal* な *auxilium* に基くものと解されよう。戦場における滞在、又は目的の明瞭な——恐らくは賓客として招待を受けた——滞在の

場合に、王は果して *droit de gîte* を必要としたであろうか。又不明の五例について、今急に結論し得ないが、少くとも、之等を王の *domaine* としての権利に基くものとは考え難い。しかしながら、遠距離の旅行又は出征の途上の宿泊にとつて、何等かの *droit de gîte* の存在は当然予想されなければならないが、之等は果して王の不可欠の権利として、譲渡されなかつたが故に、文書上にあらわれなかつたのであろうか。

以上を通じて、*droit de gîte* が、この時代に、*taille* とともに、「正当且論理的に」《*dominus*》*foncier* がその *tenanciers* に *auxilium* とつて課し得る権利であつたとはなし難くなる。更に之等を *droits de souveraineté* = *droits régaliens* に属するものとも速断し難い。恐らくその起源は極めて多岐にわたるであらうが、特に修道院に対する滞在権の場合等から想像して、之等が新しい社会やそれに対する新しい支配体勢に適応すべく、ほぼフィリップ一世の時代に新形態を形成しつつあり、又その故にこそ、文書が殆んど権利として言及していないのではあるまいか。

《*tallia*, *tolta*》(*taille*)。一般にこの語が文書にあらわれるのは十一世紀以後、カペー諸王の場合にはフィリップ一世以後である。⁵⁴しかし王自身の *taille* は文書中二例しかない。即ち上掲第一章 ii・VII 文書の、*Etampes-les-Vieilles* の救貧院に与えられた一 *arpent* の土地に対して、王の *prévôt* であれ、他の *ministeriales* であれ、*violentia* 或は *tallia* を行使するを禁ずる規定であり、又上掲第二章 i・X 文書の *Olivet* の四 *arpents* の葡萄園について *viaria* と *justitia* と *tolta* と *recituidines* とを贈与したものである。

之等についての解釈の手がかりを、若干の確認文書が提供している。

IV 「朕は、末永く *Paris* の *prepositus* が彼等 (*Bagneux* の住民) から、如何なる機会にも、*tolta* を行使し、或は彼等から暴力によつて (*per violentia*) 何らの他の *exactio* をも徴収せぬことを確認する。若し〔彼等が〕罪を犯し (*forisfecerint*)、且合法的に (*recte*) 裁決せられたる〔科料〕を、そのまま彼等から収納するに非ざる場合には、朕

の父 (Henri I^{er}) の時にさうあつた如く、一切の violentia exacto から永遠に解放され又静穩であり、又彼等が、Paris の prepositus にあつて、何ものをも暴力的に強うられざることを。」

更に Compiègne の教会より Nevelo なる dominus への Cultura Karoli (la Couture de Charles) なる土地の tallia をめぐつての争に対する、Senis の placitum における王の判決書が見出される。教会側の訴えは、

Xa 「教会の用 (utilitas) にあつては、彼等自身の所有たる potestas のうちで行使され來つた、俗語で tallia と呼ぶ petitiones publicae を dominus Nevelo が、その cliens をして、保護の努力の名の下に、他の法 (lex) から分離せんと努め、tallia として取立つて pecunia を、彼自身の〔ものとした〕。」

と云うにあり、王に対して Nevelo の反論は、

Xb 「Nevelo 自身の homines が、彼に納めるべきものを tallia として取つたもので、彼は当該教会土地内に libertas を有し、それは王からの feudum として保有してゐることを主張する。」

之に對する判決は、当該土地の Charlemagne による privilegium を認めて、

Xc 「Compiègne の教会の聖職者 (clerici) が、la Couture de Charles と名づけられる、上記せる当該土地と、当該土地の hospites のうちにおいて、その〔土地〕及び教会の用に〔あつては〕 tallia より一切の justitia より potestas とをなし、且朕の先祖たちが彼等に確認した如く、その意志と喜びに従つて行使することを許すべく……判決し、確認する。」

と云うにあつた。

以上を通じて、次の如く結論し得るであらう。taille は violentia 或は (violentia による) exactio と併記されてはいるが、之は必しも taille 自体が、本来暴力的な強請徴収であつたことを意味しない。何となれば、それらの abus

は、Paris, Orléans, Etampes 等の prévôts⁵⁷ 或は当該土地の seigneur の下級臣従者によつて行われたと推定されるからである。第二に、之は貨幣 (pecunia) 納入であり、又公課 (petitiones publicae) の性格をおびていた。しかしながら、このことは之が本来の droit régalien そのものであつたことを意味しない。何となれば、Senlis の placitum の記事が示しているように、taille の性格も帰属も、必しも明瞭には意識されていなかったからである。又同時に、之等が純粋に domanial な auxilium としての性格をもち続けたとも考えられない。何となれば、之はずで土地から離れて、それ自体を feodum (fief) として主張し得るものであつたし、又それが Compiègne の教会に行使を認められた場合にも、土地の属性としてではなく、Charlemagne 以来賦与されていた privilegium の故に承認されたに過ぎないからである。

我々は之に關して、次の如く結論した。taille はその性格上、dominus foncier が、非常の場合に、当然 tenants からとり立て得るものとして、その存在そのものは遠く遡り得るかも知れない⁵⁸。しかしその性格は十一世紀を通じて変質し、一定地域或はその住民に対する公課としての性質を帯びるにいたり、少くとも十二世紀初には慣習法として定着する。Olivet, Etampes の例は余りにも小規模の土地を対象としていた。又 Bagneux の例等を通じて、それは prévôts によつて行使されていた。之等の事実から、又しばしば justitia, vicaria と併記されていたことなどからして、taille がある種の管区行政に属していたことを我々は推測し得る。かく考える際には、taille が文書上に殆んど言及されていない事実から、domaine の「根本的な収入」(la redevance essentielle) であつたが故に、王がその放棄を行わなかつたとは無条件に結論し得ない。更に管区行政への適応性は、taille が或は cens に組込まれて、或は定期定量化して、十二世紀以後のヨーロッパの財政方式として一般化した事実を理解せしめ得るのではあるまいか。何れにせよ、taille は、justice 等とともに、ある種の領域支配の形成に無関係ではなく、むしろそれに適応する変質過程を示し

つらなう推定せらるゝべし。

註

- 21 Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 111.
- 22 Delaborde, Recueil des Actes de Philippe Auguste, I, p. 234-246, n°202. (Coutumes de Lorris). Cf. Luchaire, Louis VIII, p. 212f. n°351 (a. 1155). art. 10. «Et nullus Loricaci vinum cum edicto vendat, excepto rege qui proprium vinum in cellario suo cum edicto vendet.» (p. 244) = banvin ; art. 15. «Forum nullus corvatam nobis faciat, nisi semel in anno ad vinum nostrum adducendum Aurelianis ; ...» (p. 245.) = corvée.
- 23 Fliche, P. 137 ; Bloch, [Caractères orig., I, p. 95 sq. Verriest, op. cit., p. 156.
- 24 Chénon, op. cit., p. 767. Newman, p. 9, n. 3. ちんやん波たぬ。
- 25 Prou, n° LII, p. 143, a°1070. Paris の Saint-Martin-des-Champs の終り側より via にてらるゝ n° CXXX, p. 331, a° 1072-1092. Senlis の suburbium をめぐる civitas に善やの pediter にてらる言及あり (Newman, p. 125, n°28, p. 128, n°66)。又文書中隨所に via publica に言及あり。之等と共に後 mansiomaticum, talia 等の存在を見ゆ時、王による道路修理の必要は決して少いものではない。
- 26 上掲文書第一章 i・II・ii・IV、第二章 i・V、i・IX、及び後述 tonlieu にてらるゝ Seine, Loire 等の支配を見よ。又 moulin, pêcherie 等の banalité を、その正統性は水流そのものに求むるべき事なりとす。(Bloch, Avènement et conquête du moulin à eau, Annales d' Hist. écon., 1935, p. 538-561, résumé, Id., Caractères orig., II, P. 141-143. 泥 Verriest, op. cit. p. 51, sq. ちんやん波たぬ註せらるゝ) ちつし河川・水流保持の重要性が窺ふべし。
- 27 Chénon, op. cit., p. 768.
- 28 Newman, p. 17. にてらるゝ 十二世紀の文書作製者が用いた術語は hospitium, hospitalicum procuratio, gista, herbergium, convivia, correde jacere せらるゝ。ノットン一世の場合は、ちんやん波たぬとす。
- 29 Prou, n°XIV, p. 44, a° 1060-1061. «Jubemus itaque ut nullus nostrorum vel successorum dux vel comes seu vicecomes aut vicarius aut missus discurrens, in predicta immunitate aut monasterio a nobis et successoribus nostris collata exquirere aut mansiomaticum aut parafredum aut enlogias presumat, ...»
全文ノットン一世文書(1059)の語句をみよ (Prou, p. 43, n. b.)。
- 30 Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 112. ち' カロリンガ朝の用語にめぐる《mansiomaticum》は、十二世紀ごろにちつし消滅したとせらるゝ Newman, p. 16, n. 4. ち' 前註所掲の文書が941年の Louis IV のそれの再録たるを指摘して、この語の消滅をより早期のものとする。

- 31 Prou, n° CLIX, p. 399, a° 1106. 等じ parata なる語の
 (《Ad hec mox clerici, sicut erant parati, satis sobrie,
 satis legitime...》)° Luchaire, Hist. des Inst., I. p. 112, n.
 4. 等じを不世の種に在る系族に傳へる Newman, p. 16, n. 4.
 等じの文書は王の文書局 (chancellerie) をくなく charte
 privée じゆるじゆるを撰擧する。之等と共に、引用した文面、及
 ゐの文書が在る immunitas 確證文書じゆるした点を考えれば、
 等じの傳令の parata を在るに據るもの確證を以て考へ難し。
- 32 Fliche, p. 16, 174.
- 33 大抵は Paris, Orléans を始め、然るに Flandre 等
 の國に在る。或は Reims, n° X, XXVI; Senlis, n° IV,
 V, XI; Dreux, n° II; Lille, n° XVII, XXV; Corbie, n° X
 XI, XXIII; Laon, n° XX, XXI; Furnes, n° XXIV.
- 34 第一章註 31° 及び XIV の文書 Fliche, p. 95. 所掲の
 城・宮殿のリスト参照。尚これらは外に prévôts の所在地と
 一致する (後掲)。
- 35 Saint-Benoît-sur-Loire に在るもの、n° LVI, XCV;
 Saint-Médard-de-Soissons 同 LXXXVIII; Saint-Léger-au-
 Bois 同 n° CLVIII.; Charroux 同 n° LXXXV; Saint-Mes-
 min de Micy 同 n° CXLII.
- 36 Prou, n° XXXVII, p. 108, a° 1067. 《...locum, quem
 praedecessores nostri Francorum reges multo studio defen-
 savant...》
- 37 Prou, n° LIV, p. 145, a° 1071. 《si quis Dei fidelis ter-
 ram vel aliud aliquid huic supradictae ecclesiae dare volu-
 erit, sit sicut Robertus, antecessor meus, constituit ac
 de libertate testimonium perhibuit.》
- 38 Prou, n° LV, p. 146 f., a° 1071. 《...et ceteris malis
 consuetudinibus quas... iniuste exigebant, quas ante mul-
 tos annos gloriosissimi Francorum reges, nostri anteces-
 sores Robertus videlicet et Henricus, pater meus, per re-
 galium auctoritatem praeceptorum ne aliquis exigeret dec-
 reverant. Nos vero... decrevimus... nec ulla alia persona
 sine quilibet publicus exactor pro aliqua re exigenda...
 quatenus liceat abbati seu congregationi praefati loci sub
 immunitatis nostrae tuitione ac defensione praedictas pos-
 sessiones quiete dominari ac possidere.》
- 39 同じの文書に在る libertas 確證文書は Prou, n° C,
 CI (a° 1080) なる。
- 40 Saint-Médard-de-Soissons の傳令 Cf. Newman, p. 213,
 n° 63. 直轄の charte など。ノット一世は comte de Cham-
 pagne の名で在るに註 (1048年) ノット一世は
 の文書に在るに註 (1076年)
- Saint-Léger-au-Bois の傳令 上掲第一章・A°
 Saint-Mémin-de-Micy の傳令 上掲第二章・B° 及び
 Newman, p. 231. Pièce justificative n° 6, a° 1110, Orléans,
 (Indiquée Luchaire, Louis VI, n° 100.) Charroux の傳令
 同 Prou, n° LXXXV, p. 221-223, a° 1077.

tatem habere, hoc quasi feudum a rege se tenere promulgans.》(id.)

○ Quod autem ibi in presentia nobilissime prolis nostre, Ludovici, nostro assensu et jussu actum ac diffinitum est, nos quoque laudamus, adjudicamus et confirmamus,……, videlicet ut sancte Compendiensis ecclesie clericis in omni terra illa que, sicut predictum est, Cultura Karoli nominatur, et in omnibus ejusdem terre hospitibus, pro sua et ecclesie utilitate liceat talliam facere omnesque justitiam et potestatem et quicquid eis a predecessoribus nostris concessum est, pro sua voluntate et libito liceat exercere.》(p.400.)

○ Scimus equidem et in privilegiis ejusdem ecclesie plenissime continetur quoniam pie recordationis predecessor noster, Karolus, omne jus regium omnemque potestatem et dominationem, quam in terra illa, que

○ forum, teloneum, etc.

《《forum, mercata, nundinae》》(foire, marché)

Ⅳ 「王はこゝに奉獻のふゆに〔ふゆふゆ〕」⁸⁹ 前該教會 (Notre-Dame de Poissy) は、五月の聖マリアの祭日の「mercata」と之に加えて「祭日に先立つ一日を〔祭日に〕」⁹⁰ 続く一日を〔名ふす〕」⁹¹ nundinaeの1日のredibicionesを与ふこと」

Ⅴ 「Orléansのcivitasの城壁内にある」……前該修道院 (Saint-Sanson d'Orléans) の場所の内へ、朕が十一月1

初期カペー王朝のDomaine Royal (七)

hodie Cultura Karoli nominatur, et in omnibus ejusdem terre hospitibus habuerat et habebat, eidem ecclesie

ibique Deo famulantibus clericis firmiter et imperpetuum concesserit ac de potestate et jure regio, nichil sibi preter libertatis ecclesie tuitionem reservans, in jus et potestatem ecclesie transulterit.》(p.398.)

⁸⁹ Newman, p.23f ; Verriest, op. cit., p.60. ; Bloch, *Caractères orig.*, I, p.85 sq. ; id, *La Société féodale*, I, p.386.

⁹⁰ Verriest, op. cit., p.58.

⁹¹ Fliche, p.131f. 上掲論文を讀むに當つて併記せられた「ふゆふゆ」のふゆは「Fliche は」⁹² justitiaに言及する時「それ」が保證されたものと解する。後叙第三篇を参照せよ。

⁹² Fliche, p.133.

⁹³ Verriest, op. cit., p.58, p.155f.

日に開催していた forum の半ばを teloneum のみならず、又 justiciae と科料 (fredum) との、上記 forum において forum の jus によつて、常時朕の fiscus に徴収し來つた一切の redibitiones の〔半ばを〕……(Saint-Martin-des-Champs に) 与え⁸⁵」

ⅩⅢ「若し朕の〔Etampes の〕forum に、(Etampes の la Maison-Dieu に与えた一 arpent の hospites が) 売り又は買ひに來るならば、他では市場の consuetudo に基いて〔要求又は強請されるが如き〕何ものをも要求又は強請され⁸⁴ず。……」

ⅩⅣ「……朕は当該教会 (Saint-Corneille de Compiègne) に、即ち修道士たちと (当該教会の) 財庫係 (thesaurarius) とに共に、礼典の〔行われるべき〕日曜日 (Saint-Sauveur の聖遺物の移転、開帳の行われる Letare Iherusalem の日曜日) 及び当祭日の前日及び翌日の三日間を通じて、一切の商取引に関する teloneum と、竊盜 (latrones) を⁸⁶のぞき、一切の forum の jus 及び justitia を、更に彼の teloneum と〔市場の〕何処に犯されよう⁸⁶ forisfacta を与える。……」

以上四例は、何れも Poissy, Orléans, Etampes, Compiègne の王の市場権の除外例と云ふべきものである。Poissy, Orléans については、毎年特定日の市場開設権⁸⁷、それに伴う諸權利を、Compiègne については、恐らくは特定年度の特定日を限つての、更に Etampes については、特定 hospites を限つての權利譲与であつたと考えられよう。而も以上四例ともに、之が遠距離商業に対応する年市であるか、或は、日常生活品を対象とする週市であるか、もしくはより恒常的なものかを決定することが出来⁸⁸ない。

市場権に附随する諸權利は、之等の例からは teloneum, justitia, 及び他の雜收入 redibitiones を含むものと解せられる。teloneum は他の例と共に考察されなければならないが、justitia は、科料 (fredum) を課せられ⁸⁹ foris-

facta と共に竊盜、即ち上級裁判権についての言及があるのは注目すべきである。即ちこの際の *justitia* は、市場に対する警察権と解すべく、之が特定日数を限り、或は上級裁判権を保留して、教会（司教）裁判権に移管されたものである。従つて市場権は、この当時すでに土地所有の属性とは把握されて居らず、支配の属性と考えられていたのではあるまいか。他の *redibitiones* について詳細は不明であるが、Laon の司教 Elnaud に与えた確認文書が、当司教位空位の間に、王の *ministri* 又は *exactores* に *droit de régale* と⁵⁴つての、徴収を禁じた項目中に、

XV 「*Laon* の *forum* は、肉屋と魚屋の店について、毎年支払わ⁵⁵るべき商品 (*res venaliae*) の *census*」⁶⁷

があり、かかる種類の雑収入がこれに含まれていたと想像される。而して之等を総括した場合、市場の慣習法 (*forti consuetudo*) という表現が採用されるのであり、上記四カ所の地名と共に考えれば、原則上之は *prévôts* の権限に属したものであらう。その起源性格について、古典的莊園自体にすら内在する需要供給の原理と交換経済の可能性から⁶⁸ *dominus foncier* の権利とのみ規定し得るであらうか。如上の市場支配は、*droits régaliens* に源泉を求め⁶⁹るか否は別として、相当広範囲な支配のひろがりを前提としているのではあるまいか。

《*teloneum, peditium, conductum, transitus*》(*tonlieu, péage, sauf-conduit, transit*)

forum に関する上掲諸文書中に、Orléans (折半) *Compiègne* の *teloneum* がそれぞれ見出される以外に、確実に王に属していた *teloneum* への言及は、次の諸例である。

XVI 「朕は神と Gisorz の聖 Audeonius (Saint-Ouen de Gisors) に、Calvomons (Chaumont-en-Vexin) の *conductum* と *peditium* を〔放棄する。——欠損——〕聖 (Ouen) の祭の前一日と、祭の当日と、祭の後の一日を、すべて〔此処に〕来るものを、王〔たる〕朕が導⁷⁰き (*conductum*)、且〔彼等が〕失うものを補償せんがために。」

XVII 「朕は Normania に建設された……Beccensus (Bec) 修道院に、修道院のもの (*res*)、即ち当該修道院の参事会

(coenobii) の所有が、永遠に、或は theloneum 或は transitus と名づけられ、或は他の名で呼ばれる、一切の exactio から静穏であるように定める。それらは、fiscus の慣習 (consuetudo) によつて、其処で徴収又は課せられるものが朕のものとなる、下記の場所すべてにおいて、売り、買い、或は通過せるものから徴収するべきものにして、その〔地〕名〔下記の如く〕Parisius (Paris), Pons Israe (Pontoise), Pexeiis (Poissy), Manta (Mantes) になつて、水 (河) 上たると、水 (河) の外たるを〔問わぬ〕⁷¹

以上の如くして、上記四語は殆んど区別せずに用いられている。⁷² しかも上記二例が、何れも、Normandie 方面の修道院に対する免除特権であつた事に注目しなければならない。⁷³ 即ち之等に関する限り、tonlieu 徴収は、Seine 河上の遠距離運航に対する保護に、換言すれば Seine 河そのものに対する支配によつて裏うちされていたと想像されるからである。

しかしながら、tonlieu は、それぞれの場所で、決して一元的に徴収されてはいなかつた。例えば Mantes について、そのうち三十リーブルは Cluny に寄進されてゐるし (第一章 ii・IV)、⁷⁴ 又他の文書は Simon, comte de Vexin の Bec 修道院に対する同所の城の transitus 贈与を確認してゐる。⁷⁴

その他の河川については、確認文書しか見出されない。しかし Orléans の forum の存在から、Loire 河には、当然その存在が予想されなければならないが、之を暗示するのは次の文書のみである。⁷⁵

XVIII 「『上記〔修道院〕(Saint-Mesmin de Micy) に、即ち修道士に、陸上と河上とを問はず consuetudines を設けるを許可する。之等は、陸路又は水路をとつて運搬される、塩及びその他の〔商〕品の theloneum である。又他の leges 又は consuetudines を〔彼等は〕彼等の土地に受ける。即ち〔土地から〕解放されてあるべき流血 (sanguines)、誘拐 (raptus)、放火 (incendium)、殺人 (homicidium)、及び他の leges がそれである。』更に皇帝 Ludovicus

(Louis-le-Pieux) 陛下の良き想ふ世の通りと、Ligerim (Loire), Carus, Vigena, Sarta (Seine?), Mediana (Marne), Tannucus (Tenu), Liddus 又は Hilarius (Allier), 或は朕の王国の他の河川を通じて、上記〔修道院〕参事会 (coenobii) に、必要品を補給すべき三隻の舟の自由航行〔権〕を〔Louis-le-Pieux が〕敬虔に賦与した〔如く〕、朕もまた確認する。『……………』

更に上掲第一章 ii・Ⅺ文書を見ると、Loire 河に対する王の支配権は、原則的には、疑問の余地のないものとなるであらう。而もその起源は極めて古く、文書上は九世紀初頭に遡り得ることとなる。換言すれば、teloneum の場合、明かにその起源を droit, régalien に求め得る。而してそれが市場権とも相関々係を有することは詳説を要しないであらう。Veriest とくえども、その本来的な ≪ sui generis ≫ な性格を疑つてはいない。而し彼は、相当の資力ある grands alleutiers の手による、王の認可をへぬ設置、又は役人の abus 等によつて、他の諸要素と共に domaines féodaux ou allodiaux に組込まれた点を重視するのであつて、この点は、上記 Mantes の場合にも充分にうかがい得るところである。しかし、上掲 XV 文書から、大河流に対する保護と支配が、原則上は王に属すると云う主張を読みとり得る限り、この原則は、カロリング朝末以来中断することなく保持されていたと考えなければならぬ。大河流の重要交通路としての存在理由自体が、かかる広汎な保護と支配とを要求する。従つて之が寸断されている事態こそが問題があり、その場合に支配者の所行は「貪欲な狼」(lupus rapax)⁷⁷ のそれと化するのである。河川権は道路権と共に、領域支配への本質的な適合性を有するものと考えられる。而してその個々の対象に対する部分的な免除或は賦与は、決してその全面的な喪失を意味していない。フィリップ一世の諸文書に見られる移動は、⁷⁸ その背後に大きな保留を伴うものと考えらるべきであらう。而してこれが、典型的な上級裁判権と同一次元におかれている点にも、その性格や重要度をはかる手掛が存する。

註

- 63 Prou, n°XL, p. 37, a° 1067. ≪In dedicatione istius ecclesie dedit rex mercatum mensis marci festivitatis beate Marie atque omnes redibitiones nundinarum, unum diem precedentem post festivitatem et alterum consequentem. ...≫
- Newman, p. 129, n°74. 上の語句は Notre-Dame de Poissy に於ける王の先祖、特にロベール一世の贈与の贈與文書に、新入の半田域を築いた所記をなすものといふ (Prou, p. 37, n. j.)°
- 68 Prou, n° XXX, p. 92, a°1067. ≪...abbatiam videlicet sancti Simphorini et sancti Sansonis, que est Aurelianus intra muros civitatis sita, et medietatem fori quod status inus in loco ipsius monasterii kalendis novembris tam de teloneis quam de justiciis et omnibus redibitionibus que in toto tempore ipsius fori jus nostri exigit fisci.≫
- Newman, p. 128f, n°72.
- 69 Prou, n° CXIV, p. 288, a° 1085. 上欄銀 | 章 | 四 | 註 | °
- 70 Prou, n° CXXVI, p. 320, a° 1092. ≪...donavimus eidem ecclesie, fratribus videlicet et thesaurario communiter, teloneum totius negotiationis necnon et latronem et omne jus et justitiam fori, teloneum etiam panis et omnia foris facta fori, in quocumque loco commissa fuerint, per tres dies, ipso videlicet die dominice sollempnitatis et antecedente et sequente die ejusdem celebrationis.≫
- Newman, p. 124, n°9.
- a° 「濟くハニヤカニヤ」の田羅田° 田句類 (Quadragesima) 第四時田° 田田の入祭文會頭語からいふ° 本文書に於て ≪die Letare Iherusalem, que est media quadragesime, et peractis triduanis jeuniis, ...≫ (p. 319) といふ° イキリス王妃 Mathilda が、Saint-Cornelle de Compiègne に、Saint-Suaire の時寶物や奉納した。その translation にいふに、昔置りしもの° Cf. Luchaire, Loui III, p. 296.
- 69 Newman, p. 33, 44 mercata, forum を半田 | 田° nundinae を半田羅田といふ° Prou, n° CLXVI, p. 409, a° 1060-1108. に ≪Nundinas feria tertia Pentecoste≫ といふ° 本文書に於て Ordelicus Vitalis, Hist. Eccl., (Migne, Patrologia Latina, t. CLXXXVIII, col. 295.) といふの語句に 46° 47° Verriest, op. cit., p. 72. 44° 日替生類必體品交換のたのめ、殺つて domania を「田世」(marché hébdomadaire) の存在を強調する° 上欄羅田田° Orléans の羅田 (田) 44 文面半田 | 田 | 羅田からいふ° Prou, n° XCVII, p. 251, a°1079. に ≪cum domo quadam, que sita est prope forum huius nostre≫ といふ° 田羅田の施設の存在を推定し得る°
- 70 Prou, n° LXI, p. 161, a°1071. ≪...censum quoque qui in foro rerum venalium pro stationibus carnis ac piscium annuatim persolvitur,≫
- a° ≪...a patribus nostris et nostra liberalitate optinere solebant, sed quia, morientibus illis, a ministri et ex-

actoribus regis plerumque fieri solebant inquietudo...》
(Ibidem, p.162.) Cf. Luchaire, Hist. des Inst., I,
p. 96.

28 Bloch, Caractères orig., I, p.102 sq.; Perrin, op. cit.,
p. 652 sq.; Verriest, op. cit., p. 73 sq.

69 中興雜記の droit régalien のこと註記を「Edictum Pis-
tense」(M. G. Tessier, Recueil des Aetes de Charles II le
Chauve, Roi de France, t. II, Paris, 1962, p. 270, p. 1085,
a° 864. Indication の註記) のこと。此處では「既存の mer-
cata を列挙し」comes に「それなりの auctoritas の上にも
事を以証し得る」限る「mercatum 新設を禁じたもの」である。
(Cf. Verriest, op. cit., p. 72.)°

70 Prou, n° XLVI, p. 129, a° 1069. 《...quod ego Deo et
sancto Audio de Gisorz conductum de Calvomonte et
peditum...[sic]...unum diem ante festum sancti et in die
festivatis et unum diem post festivitatem, ita ut omnes
quicumque venient rex ego conducam et quidquid
perderint reddam.》Newman, p. 124, n°8; p. 128, n°69.
本文書は Vexin 併合 (1079) 以前のものと註記 ((Fliche,
p. 134.)°

71 Prou, n° CXXII, p. 309, a° 1090. 《...concedo monasterio
Beccensi, quod est in Normannia constructum..., ut res
monachorum, ejusdem coenobi propriae, sint quietae in
perpetuum ab omni exactione, quae sive theloneum sive

transitus nominatur sive alio nomine dicitur, quod solet
exigi pro consuetudine fisci a vendentibus vel ementibus
vel transeuntibus in omnibus illis locis, in quibus meum
est hoc exigere aut remittere, et nominatim in Parisio,
in Ponte Isarae, in Pexeo, in Meantia et in aqua et extra
agam.》

Newman, p. 124, n° 4.5.6.7.

97. が tonlieu に transit が含まれると解するに對し「New-
man, p. 31, n. 1. は「引用文の後半「売り」買ひ「通過する
もの」に對する賦課は「前半と別の性格のものと解する。しか
この二語が「かかる厳密な區別をもつて用いられたか否かに疑問が
ある故」後半は前半の補足説明とみなして訳出した。

72 Newman, p. 29. は conductum (sauf-conduit) の意味を
不明とする。強いて解すれば「交通に對する保護とすべきである
が、當然その反對給付を予想せねばならぬ故」物品運搬に對する
賦課との區別が曖昧となる。前註参照。

73 以上の外「Prou, n° CXXVII, p. 323, a° 1092. は Saint-Me-
lon de Pontoise の修道士」及び王の vassal たる Rouen の
司教が「王の宮廷へ出仕する場合」Chaumont-en-Vexin の
Pontoise の conductum を與へし「n° CLXVII, p. 411, a°
1108. は Bec 參照記」Poissy, Mantes の transitus の餘り
權限を Newman, p. 128, n° 63, 69.

74 Prou, n° XC, p. 234, a° 1077, 《Concessi quoque hoc

quod comes Simon dederat et in ea donatione perpetuum esse constitui, ut de rebus eiusdem monasterii apud cas-trum Meante pro transitu, ... solet fieri, nichil penitus, ... accipiat. »

- 15 Prou, n°LXXVII, p. 195, a° 1075. 《Deo disponente, temporibus ab omni penitus lege vel consuetudine liberae quietae permaneant, ipsi vero monachi consuetudines quas voluerint sive in terra sive in aqua ponere liceat eis, id est teloneum salis et aliarum rerum que veniunt sive per terram sive per aquam, et ceteras leges vel consuetudines, id est sanguinem, raptum, incendium, homicidium et alias leges quae solent exsolvi, in suis terris accipiant. Praeterea, sicut bonae memoriae Ludovicus imperator augustus liberam discussionem trium navium per Ligerim, Carum, Vigenam, Sartam, Medianam, Tannucum, Liddum seu Hilarium sive per coetera flumina regni nostri ad praedicti coenobii supplendes necessitates pie

第三章 支 配

justice に関する程、domaine laïque とはさうく知られてゐる分野は他に存しない。Newman は主張する。¹ かしながら事態はさほど明瞭ではない。その事は、王自身の裁判権を指示する文書中の記述が次の六例に留る事による。即ち上掲第一章・一は、Paris の pagus 内の Courcelles 及び villa の共に、vicaria 及び Saint-Denis と呼ばれ

concessit et nos concedimus. ... Newman, p. 124, n°2. 及び donation に於ては、既に confirmation による。

2 『 』に於て Robert II, a° 1022 の charte 及びのが、確切した部分。Pfister, op. cit., p. LXXIXf., n° 68. Prou, p. 194, n. 1, p. 195, n. d.

3 Prou, p. 195, n. 1. 及び indentifier した。はたして Newman, p. 124, n°2. 及び Loire 及びを認める。

4 『 』に於て Louis-le-Pieux の charte (815) 及びのが、確切。内容に於ては、既に述べた。Prou, p. 125, n. m, n. 1.

5 Verriest, op. cit., p. 69-71. 及び Landri le Gros の Langre の冠を Cluny の總領に於て exactio quam vulgo pedituram vocant 及び終つては述べた (Flach, op. cit., I, p. 424. et n. 1.)°

6 Lettre de Grégoire VII à Manassé, archevêque de Reims, 8 déc. 1074, Migne, P. L., t. CXLVIII, Ep. XXL, col. 387.

7 Cf. Fiche, p. 133f ; Newman, p. 30-31.

の「じらり」第二章 ii・N は、Corbeil の Oinville-Saint-Liphard の土地の vicatura の Saint-Liphard de Meung-sur-Loire 修道院への返還を、上掲第二章 i・VII は Etampes の城に隣たる Arainville なる villa の vicaria を、Saint-Germain-des-Près 修道院に返還したもの、第一章 i・A は Saint-Léger au Bois de Laigne 教会を、villa たる justitia と共に、La Sauve-Majeure に寄進したもの、第二章 i・X は Orléans 附近の Olivet の四 arpents の葡萄園の「vicaria と一切の justitia」の廃止を、第二章 ii・N は Saint-Corneille de Compiègne に対して、恐らくは当該一〇九二年の「喜バイエルサレムの日曜日」をはなれ三日間を限つて賦与された、forum の「latrones を除く」justitia, forisfacta の賦与である。Compiègne に関しては同時に上掲第二章 ii・X の例があるが、之は domaine laïque に属せず、王の placitum としてこの際は除外すべきであらう。以上の如くして、王の seigneur としての裁判権行使を具体的にあとづけ得る手がかりは殆んどない。唯 villa, villula と密着したものは三例で、そのうち Courcelles, Saint-Léger au Bois de Laigne 二例のみが、本来王の土地所有に及んでいた、王の裁判権である。他は修道院、教会に属する土地に及んでいたものの、それぞれの教会、修道院への部分的賦与にすぎない。従つて裁判権は少くともこの時期には土地所有の属性ではない³。換言すれば、ある種の裁判管区をもたぬ限り、権利行使は有効ではなかつた筈である。

上掲諸例中に見られる如く、vicaria, viaria, viatura と justitia は、ほとんど語義の区別なく用いられているし、又この両者の区分は、必しも明瞭ではない³。しかし我々が上記の乏しい史料の中で、vicaria が前半期に多く、治世の後半、即ち十一世紀末からは、justitia が主として用いられている点に注目するならば、裁判権等を示す用語自体の変化をうたがわなければならない。ユーグ・カペーの下で用いられた語は、vicaria, vicariae であつた⁴。ロベール二世に因つてその用語は複雑となる。

I「朕は Sengnatium (Cinquieux), Rosetum (Rosoy) 及び Verdevona (Verdevone) にある彼等 (Saint-Lucien de Beauvais との coenobii 及び修道士) の土地の一切の consuetudines を…〔彼等に〕与える。茲今以後、朕の〔役人の〕何人か、或は朕の王国に住むものの何人かが、其処で latrones も bannum をも、…又 falconatum も rotaticum をも行使することなむべし……。」

II「更に神及びその聖者 Dyonisius (Saint-Denis) に全 procincta をその全 potestas における judiciaria と共に与える。即ちそれらは bannum と、又他の法の consuetudines の如何なるものであれ、畑においてであらうと、家屋内であらうと、公道私道上を問わず、上記全 procincta の内部の何処であらうとも、生じた一切の違犯を……。」
而してマンリー一世以後にいたつて、再び vicaria が用ゐられて、フィリップ一世の確認文書中にも

III「かつて朕の父 Henricus が興えたものを、即ち Longoium (Longueil-sous-Thourotte) から Ysare 河中流にわたる間の advocatio と viatura を、Saceius (Sacy-le-Grand) の viatura を、又上記教会 (Saint-Corneille de Compiègne) が Gelus (Jaux) に有する土地の viatura を、当該教会に確認する。……。」

と云う表現となつて表れる。それに反して *justitia* は Notre-Dame d'Etampes, Saint-Martin-des-Champs, Saint-Vincent de Senlis の場合の如く、専ら教会、修道院がその領域内へ、自ら執行する裁判の *immunitas*, *libertas* を規定したものにすぎない。

以上を通じて、ロベール二世の時期を除いて、——此処には明かに *bannum*, *latrones* 更に恐らくは *sanguines*, *raptus*, *incendium*, *homicidium* をも含めた *consuetudines* が、Lemarignier が規定する如くに存した——他の初期カペー王二人の文書中では、俗権裁判権を示す語の主流は *vicaria*, *viatura* であつたと考えなければならぬ。而してフィリップ一世の時期には、*bannum*, *latrones* 等の表現は殆んど姿をひそめ、ついで *justitia* と云う語が次第

にその数を増すのである。かく考えることによつて我々は《*viariam et omnem justitiam*》⁹と云う表現を、一つの過渡的なものとして理解し得るであらうし、時として *pagus* の指定を伴う所からしても、又これに適合する裁判管区を、少くともその原型としては、カロリンガ朝以来の *vicarius* 管区¹⁰ *vicaria* に求めることを許されるであらう。而して十一世紀後半の *vicaria* の直接的行使者は、王の *prepositus* (*prévôt*)、王の *vicarius* (*vicaire*) であり、王の *minister*¹¹ であつたのである。

如上の裁判権を主として *prévôt* が執行してゐたことを、上掲諸例とともに、次の文書が証明するであらう。

Ⅳ 「・朕の *prepositus* と *vicecomes* の *ministri* は、〔すべてに〕久しく彼等 (*Saint-Père de Melun*) の *homines* に対して、悲しみをを行い來つた。これら〔の事態〕に〔対する〕嫌惡と焦慮に動かされて、*Senonensis* (*Sens*) の大司教 *domnus Richerius* は、上記諸王の (ロベール二世及びアンリ一世の) *privilegia* をたずねて、朕の許に來つた。……朕はよつて、俗權事犯のすべての惡しき慣行を、〔即ち〕*fredum*, *raptus*, *bannum*, 及び *incendium* を除く *judicia* の強請 (*exactio*) を、……返還し、放棄する……」¹²

prévôts の所在とこの場所とは、今日までに可能な限り説明しつくされてゐる。フィリップ一世治下のそれらは、^{13 16} *Orléans*, ^{13 16 17} *Paris*, ^{14 18} *Sens*, ^{14 15 19} *Etampes*, ^{13 20} *Poissy*, ^{13 21} *Mantes*, ^{13 22} *Senlis*, ^{13 23} *Bourges*, ^{14 15 24} *Melun*, ¹³ *Beauvais* 及び恐らくは之に加えて ^{13 25} *Compiègne*, ²⁶ *Pithiviers* に存した。之らから、*Beauvais* と *Pithiviers* を除けば、他は何れも王の城、宮殿等の所在地である。²⁷ 王の巡廻には、これら *prévôts* の直接的把握の意味も含まれてゐたであらう。

prévôts は上掲諸例ですでに明かな如く、その下に *vicarius* を有してゐた。即ち *Etampes* の場合には「朕の *prepositus* 及び朕の *vicarius* 及び朕の他の *minister* 及び……」或は「朕の *prepositus* 及び朕の他の *ministeriales* も、他の何人たりと……」とある。²⁸ 又 *Orléans* にては「*prefectus* (= *prepositus*)」又は *vicarius* 又は *auceps*

又は venatores 中の何者か、或は朕の ministerium にありし者、或は朕の ministri 中の何人たるを問わず……」²⁹とあり、又恐らくは当該 prévôté に属する Loire 河に關し、「venator も、falconarius も、bannarius, praepositus, vicarius も、telonerarius も、又上記俗権 potestas の他の何人も……」とあり、更に一確認文書には、s. Malberti prefecti と並び、s. Herberti vicarii. の副署が見出される。³¹この Orléans の場合は、当時としては最も内容の明かな prévôté と考えられざるべし。即ち prévôt の下に vicarius のみならず、bannarius, telonerarius, venator 等が、単数複数を問わず属していた。換言すれば、裁判権行使者のみならず、taille 徴収担当者、狩獵關係等が prévôt の下に存したのである。かくして、当時少くとも原則上、prevôt は裁判権、警察権、財政権、及び banalité を掌握していたと考えられる。³²

先に掲げた Melun の場合に明かな如く、prevôts はしばしば vicecomes (vicomte) と併存した。例えば Sens の場合、Guarinus vicecomes Senonensis の副署が、三文書にわたって見出される。³³更に Bourges の場合、Geoffroy, vicomte de Bourges (Gaufridus vicecomes Biturigae civitatis) が、1011年に Saint-Ursin に対してなした寄進に対して、Bourges 併合後間もなく(1102年)、それが「praepositus 又は vicarius 又は他の serviens」から自由であることを確認している。³⁴従つて他の prevôts もほぼ同様な状態におかれていたと考えられよう。即ち prevôts は、vicomtes に代置又は競合せしめられた存在であつた。よつて prévôté は、本来 vicomté と一致すべき性質のもと推察される。然らば何故に vicomté は vicomte 支配のまま、王との関連下に入らなかつたのであろうか。之は一面では vicomte の跳梁をおさえる目的も存したのであろうが、³⁵之と同様の abus が prevôts 等にも存した事を上掲諸文書が示している以上、より本質的には、王が封建的關係に基く間接的収奪よりは、請負的なものであれ、より直接的な支配をそれらの上に望んだからに外ならない。而してこの事は、少くともロベール二世以来生起した、諸権利の

変質によつて裏すけられるであらうし、又 *domaine royal* をいふのは封建制一般から區別するの理由となるであらう。

註

¹ Newman, p. 38

² 法鑑《Fief et justice n'ont rien de commun》。なるべし Flach, op. cit., I, p. 202-217. せし justice や allodialité の屬性となつてこの法鑑は「世の流れたるもの」真実になつたと思へば Verriest, op. cit., p. 83 sq. せし 原則的はこの義を繼承するものには反する。Chéron, op. cit., p. 653 ; Fliche, p. 127 sq.; Newman, p. 44. せし 今も民法に justice は本来臣民に与へない特權たるものと思へば Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 102, et n. 1. せし fredum, bannum, vicaria, justitia, causae, placita 等々を括つて 本来は souverain に帰屬するものの如きは、この時期には 《l'ensemble des revenus perçus par le roi sur chaque localité où il est propriétaire de justice》と見えた。微妙な表現を用いた。彼の場合このものたるの本領は、むしろ monarchique に解決するもの。Cf. Id, I, p. 119, sq., p. 277, sq., 304, sq.

³ Fliche, p. 128. 《le droit général d'administration du roi sur une propriété particulière》. 《en résumé quelque chose plus général que la justice》; Newman, p. 53. 《un droit étroitement lié à la justice》. Newman, p. 54f. せし 國を治むるは同義となる。之等が兩者を無理に區別せんとした所を

初期カペー王朝の *Domaine Royal* (下)

から米の題記と考へられ。前註及び Lemarignier, Hommage, p. 31, n. 87. 參照。

⁴ Newman, p. 104, n° 5.9. 《omnem vicariam in ea potestate》.

⁵ Pfister, op. cit., p. XLVII, n° II, a° 1002-1016. 《... condonamus cenobio martyris Christi Luciani et monachis ibi monastice degentibus omnem consuetudines quae in terris eorum sitis Segutio et Roesto et Verdenova ab antecessoribus nostris constituta sunt, ut deinceps non aliquis nostrum sive regnum nostrum inhabitantium audeat ibi accipere latronem neque bannum et falconatum neque rotaticum et quicquid ibi ad nos pertinere videtur loco predicti martyris in perpetuum dimitimus.》

⁶ L. Levillain, Études sur l'abbaye de Saint-Denis à l'époque Mérovingienne, B. E. C., LXXXVII, 1926, p. 89. 《Iaque hanc totam procinctam Deo sanctoque ejus Dynisio donamus cum omni videlicet judiciaria potestate, hoc est bannum omnemque infracturam, et si quae sunt alię consuetudines legum, ubicumque infra totam predictam procinctam, sive in agris, sive in domibus, sive in viis publicis vel privatis evenierint, concedimus.》
1008年 の diplome の獲得のため作製された Charles-le-

- 19 Gravier, *ibid.*, p. 170. 第三章註1 a°
 20 Gravier, *ibid.*, p. 203.
 21 Gravier, *ibid.*, p. 186.
 22 Gravier, *ibid.*, p. 214. 第一章「註7」参照。
 23 Gravier, *ibid.*, p. 153.
 24 Gravier, *ibid.*, p. 187.
 25 Gravier, *ibid.*, p. 164. 文書による裏づけなし。
 26 Prou, n° XCVII, p. 252, a° 1079. §: Sanctionis, Pivrensis prepositi. (Fliche, p. 159.)
 27 第二章「a° 参照」 Dreux の Corbie に prévôt なし。
 28 上掲第二章「a°」の註。
 29 Prou, n° XCVII, p. 251f, a° 1079. «...ne nos ac nostri successores vel noster quisquam ministerialis aut nostrorum successorum, prefectus vel vicarius vel aucups seu quisquam de venatoribus aut cuiuslibet ministerii nostri ministrorum nostrorum alicujus, ...» 《aucups》は語源不明。
 30 Prou, n° LXXVII, p. 194f., a° 1075. «...neque venator neque falconarius neque bannarius neque praepositus neque vicarius neque telonearius neque alius quaslibet saeculari potestate praeditus, ...»
 31 Prou, n° XLV, p. 56, a° 1065. Fliche, p. 161. 24 vicarius が praepositus の上級者であることを証明せしめ、vicarius の副置が皆無であることを見出せしめたが、文書上の一例のみが存する。

- Luchaire, *Hist. des Inst.*, II, p. 312. 24 Herbert 及 subvicarius について。
 32 Perrin 及 Bloch のほかに如き banalité や レーリッパン一世の chartes から裏証するものは不可能である。bannum など語は殆んど用いられず、存在してもそれは「支配の有効な手段」となる性質のものである。chasse, usage des bois, furumum 等は森林所有又は支配に（第一章註9）「moulin, pêcheerie 等は河川支配に（第二章註26）に類元と接する。」
 33 Prou, n° LXVII, p. 174, a° 1074.
 + Varini vicecomitis §: et
 Valeranni
 Prou, n° CIV, p. 268, a° 1081. Guarinus, vicecomes Senonicus. Prou, n° CIX, p. 279, a° 1083. Garnerius, vicecomes Senonicus.
 34 Prou, n° CXLVI, p. 369f., a° 1102. «...ego Gaufridus, vicecomes Biturigae civitatis...ex bona voluntate, reddo...omnia quae ei pertinent...Deo et sancto praesul Ursino. Et super hac omnia ita liberum facio ipsum vicum ut nemo ex meis hominibus neque praepositus neque vicarius neque aliquis serviens aliquid ibi accipiat neque contrarium faciat. »
 35 Pfister, *op. cit.*, p. 129f.; Gravier, *op. cit.*, p. 71.

結

以上を概観して、一応次の如く結論し得るであらう。

(1) 《*domaine royal*》にとって、最も本質的な単位は *prévôtés* であったと推察し得る。土地所有はすでに再現不可能なまでに分散し、従つて、之を第一義的に考慮することは許されない。*prévôte* を通じての支配の機能及び結果が、王にとって意味あるものであった。

(2) 諸権利は変質しつつあった。土地所有に属するそれも、土地から離れて *consuetudines* の名の下に総合され、更に他の諸収入 (*dime, cens* 等) と共に、定期定量化されつつあった。本来 *droits régaliens* に属していたものも (*justice, marche* 等) その本質を失わず、或は逆に分散したものを集中して、一元化する努力がはらわれていたと推定されよう。

(3) カロリング末期以来の *vicecomitatus, vicaria* 等は、恐らく如上の変化の媒介をなしたものであらう。*lema-rignier* が *immunitas* に求めたものは、*domaine laïque* においては、より一層之らの九世紀の下級行政区に求め得るであらう。仮に十一世紀前半に *châtellenie* 的な細胞が存したにせよ、¹ それはそのまま定着せず、教会修道院では *libertas* に、俗権の側では *prévôtés* に再編されつつあったと見るべきであらう。

(4) 如上の変化の過程が、十一世紀後半から十二世紀にあらわれて来るのではないか。若し然りとすれば、《*domaine royal*》の基本的志向性は、いわば《*ensemble des prévôtés*》を形成するにあり、その一応の完成こそが *bailliage* や *parlement* の体勢を必然的に生起せしめる契機となつたと考えられる。

之等は、あくまでフィリップ一世の文書からの推測にすぎない。従つて不当な一般化は避けらるべきである。而しこの

基本的傾向は、恐らく、新規開墾の故に、望ましい諸条件を人為的に作出し得た *villes-neuves* を分析することによって、より一層明瞭なものとなつて見出されるであらう。従つて *Lorris-en-Gâtinais* の慣習法 (1155) や、その系列下にある諸地域の *chartes* 等が、十二世紀における *domaine royal* の志向を集約的に示している可能性がある。又如上の諸過程は、他地方の *principautés territoriales* のそれと無縁であり得た筈がないが、此処でそれらを比較する余裕を有しなかつた。唯本稿で取扱つた対象の範囲は、かつての *Neustria* の主要部分に当るものであるから、現象が特に錯雑化している可能性がある。之らの諸問題は、何れも後日を期したいと思う。

註

1 この問題に関しては、木村尚三郎、「フランス封建制の成立——十一世紀における城主支配圈・バン領主支配圈の形成——」、法制史研究、八。がある。全フランス的規模における同氏の研究は、特に対象を限定した本稿とその志向性において異なるものがあるので、多くの示唆を受けつつも、充分に之を利用し、或は批判する余裕をもたなかつた。この事は主として次の三点に由来するものと考えられる。即ち、(1)カロリンガ末期の把握、(2) *châtellenie*

なる語それ自体の理解、(3) *banalité* の評価がそれである。

2 Dhondt, op. cit., p. 81. sq., p. 285. sq. 《*ducatus Francorum*》即ち《*France Mineure*》に対し、*Robertiens* が之を *principauté territoriale* 化するに成功していたか否かは疑わしい。その性格自体にも問題がある。少くとも「その地方の *comte* の業績」(p. 138) である *Bourgogne* や *Aquitaine* とは全く異質のものであらうし、又辺境に存した *Mâcon*, *Lorraine* 等と等質ではあり得ない。本稿序を参照せよ。

Sur le Domaine Royal sous les Premiers Capétiens

—Le domaine laïque sous le règne de Philippe I^{er}—(II, et fin.)

par H. Mori.

Dans les chartes de Philippe I^{er}, le mot «consuetudo, consuetudines» est employé pour désigner les droits suivants, le banvin, la corvée, le cens, la dîme, le champart, le «prandium», le brennage, la «plaustrizatio» et la «villicatio». Pour ce que concernent ces droits, les «consuetudines» n'impliquent que des revenus secondaires. Mais on doit remarquer le fait

qu'ils sont étalés souvent avec les droits d'autre genre; ce sont le marché, le tonlieu, la taille et la justice. Les premiers deux droits sont en principe issus du contrôle du souverain sur la circulation et le commerce (par exemple; l'Edit de Pîtres, 864). La taille, nouvellement créée, payée en argent, qu'on appelle parfois la charge publique (*petitio publica*), n'a pas conservé son caractère domanial. Tous ces droits n'auraient pas été en vertu, s'ils n'avaient pas su ressortir à quelque sorte d'administration territoriale. La justice, enfin, compliquée par l'immunité ou la liberté ecclésiastique, ne peut être qu'issue du droit régalien.

Terminologie employée à signifier la justice au 11^e siècle, c'était surtout la «*vicaria, viaria*»; la «*justitia*» n'était employée qu'à celle de l'Eglise. D'où nous trouvons les *vicariae* ou les *vicecomitates* carolingiennes comme le prototype des prévôtés capétiennes. Prévôtés, auxquelles le roi ressort l'exercice de la justice et des autres droits, ont augmenté son nombre jusqu'à la douzaine sous le règne de Philippe I^{er}. Prévôts, qui avaient été nommés au lieu de vicomtes ou de vicaires carolingiens, ont devenu, de plus en plus, les seuls représentants du pouvoir seigneurial du roi dans le domaine laïque. Nous supposons donc que le domaine royal était alors en visant à se former l'«ensemble des prévôtés».